本件対象 公文書	本件非開 示情報	非開示とした部分	根拠条文	決定理由 (非開示部分の種別、特徴等)
1	1	以下の項目のうち非開示とした部分 表紙、<ご使用上の注意>、目次(「3.11.1」及び「3.11.2」の非開示とした部分を除く)、「1.3 構成 品」、「表2-1 機能概要」、「2.3 メイン画面について」、「2.6 設置調整について」の本文、「2.8 印刷機能について」、「3.2.2 組立」、「3.2.3 点検具の組立」、「3.3.1 設定の概要」、「3. 3.2 地点名」、「3.3.4 規制速度」の記事欄、「3.3.5 取締方向」の本文及び記事欄、「3.3.6 車線数(取締可能とする範囲)」、「3.3.7 取締車線」、「3.3.8 車線幅員」、「3.3.9」、「3. 3.10 高さ」の本文及び記事欄(記事欄の下の部分を除く)、「3.3.12」(項目を除く)、「3.5 画角調整」の(イ)、(ウ)、(エ)及び(オ)、「3.6 設置調整」、「3.7 センサ照射範囲の確認」、「3.8 運 用」、「3.9 違反の確認」、「3.10 違反結果の印刷」、「3.11 運用設定手順の例」の本文、注意欄及び「図3-78 操作PCメイン画面」の図、「3.12 違反データの移動」、「3.13 操作PC終了手順」、「4 その他」	7条3号	自動速度取締装置の構造、機能等に係る法 人の独自の技術に係る情報であり、公にす ることにより、当該法人の競争上又は事業 運営上の地位が損なわれると認められるた め。
4	9	別記様式第4号「可搬式自動取締装置記録表」の非開示とした部分		
8	16	「図5.1」、「図5.2 画像拡大表示例」及び「図5.3 定位置撮影例」の図		
1	3	「3.4 点検」の非開示とした部分	7条3号	自動速度取締装置の点検内容や方法など法 人独自の技術に係る情報や性能を担保する ための情報であり、公にすることにより、 当該法人の競争上又は事業運営上の地位が 損なわれると認められるため。
2	5	全ての非開示とした部分	7条3号	画像印刷ソフトの構造、機能等に係る法人 独自の技術に係る情報であり、公にするこ とにより、当該法人の競争上又は事業運営 上の地位が損なわれると認められるため。
1	2	以下の項目のうち、非開示とした部分 「表 1-12 製品仕様」、「2.5 画角調整について」、「図 2-2 設置角度」の図、「3.2.1 設置場所の選定」、「3.3.3 取締速度」、「3.3.4 規制速度」の本文、「図 3-40 取締方向(設置位置)」の図、「3.3.10 高さ」の記事欄の下の部分、「3.3.11 運用モード」、「3.3.12」の項目、「3.5 画角調整」の本文、(ア)の本文及び「図 3-54 画角調整」の図	7条3号 7条4号 7条6号	自動速度取締装置の性能に係る法人独自の 技術に係る情報であり、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため。(3号) 公にすることにより、自動速度取締機の性能に関する情報が明らかとなり、その結署、その結署、を図する対抗措置を容易にするなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。(4号)公にすることにより、当該装置による速度
7		全ての非開示とした部分		取締りに対する対抗措置を容易にするなど、今後の速度取締り業務の遂行に支障を
8	17	「図5.1」、「図5.2 画像拡大表示例」及び「図5.3 定位置撮影例」の図、以外の非開示とした部分	ı	及ぼすおそれがあるため。(6号)
9	19	警察職員の氏名以外の非開示とした部分		

1		目次のうち「3. 11. 1」及び「3. 11. 2」の非開示とした部分、「3. 11. 1」及び「3. 11. 2」の非開示とした部分	7条3号 7条4号 7条6号	速度取締りの具体的な運用方法など法人独自の技術や性能を担保するための情報であり、公にすることにより、当該法人のもと記述事業運営上の地位が損なわれると認めにすることにより、車両速度計測装置による速度取締りの具体的な度取締りを容り、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、
4	10	別記様式第4号「可搬式自動取締装置記録表」以外の非開示とした部分	7条4号 7条6号	速度違反事件の捜査手法、処理方法、着眼点などに関する情報であり、公にすることにより、速度取締りから逃れようと企図する者による対抗措置を容易にするなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。(4号)公にすることにより、今後の速度取締り業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。(6号)
5	11	「2 可搬式自動取締装置による速度取締り実施要領」の非開示とした部分、別紙「可搬式自動取締装置計画表」の非開示とした部分		速度取締りの実施要領や着眼点、体制等に関する情報であり、公にすることにより、速度取締りから逃れようと企図する者による対抗措置を容易にするなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。(4号)公にすることにより、今後の速度取締業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。(6号)

6	13	「3 可搬式自動取締装置の運用実施場所等について」の非開示とした部分	7条4号 7条6号	速度取締りの運用実施場所に関する情報であり、公にすることにより、速度取締りから逃れようと企図する者による対抗措置を容易にするなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。(4号)公にすることにより、今後の速度取締業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。(6号)
3	6	物品買入契約書の「印鑑照合」欄の警察職員の印影	7条2号 7条4号	警察職員の印影であり、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため。(2号) 犯罪の予防、捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。(4号)
3	7	物品買入契約書の法人の印影	7条4号	法人の印影であり、公にすることにより、 偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防 等に支障を及ぼすおそれがあると認められ るため。
3	8	仕様書の警察電話の内線番号	7条6号	警察電話の内線番号であり、公にすることにより、警察関係者以外の者が当該番号あてに頻繁に電話をかけるなどして、警察事務に必要な指示・連絡や重要突発事案、緊急事態への対応等における警察通信事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
5	12	警察電話の内線番号		
6	14	警察電話の内線番号		
9	18	警察職員の氏名	7条2号 7条4号	警察職員の氏名であり、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため。(2号) 犯罪の予防、捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。(4号)